

平成30年10月31日
午後2時～3時30分
山科区役所第4会議室

平成30年度 山科区地域保健推進協議会 次第

- 1 開会挨拶
山科区役所保健福祉センター長

- 2 部会長及び副部会長選任

- 3 議 事
議題1 京都市保健所運営協議会委員の全体改選に係る部会代表委員の選出について

議題2 平成29年度地域保健活動実績報告について

議題3 平成30年度地域における健康づくり事業について

- 4 閉会挨拶
山科区役所子どもはぐくみ室長

山科区地域保健推進協議会委員名簿

平成30年4月1日現在

区 分	氏 名	所 属
医療関係団体代表	戒井 浩二	山科医師会会長
医療関係団体代表	杉江 良啓	山科歯科医師会会長
医療関係団体代表	河崎 純子	山科薬剤師会会長
医療関係団体代表	清水 一美	京都府助産師会理事（東支部長）
福祉関係団体代表	佐治 俊彦	山科区社会福祉協議会会長
福祉関係団体代表	前坂 己美子	山科区民生児童委員会副会長
地域住民団体代表	住友 正歳	山科区健康長寿推進協議会会長
地域住民団体代表	村西 法子	山科区地域ごみ減量推進会議会長
地域住民団体代表	大野木 雅敏	山科区老人クラブ連合会会長
地域住民団体代表	奥田 末子	山科区地域女性連合会副会長
地域住民団体代表	西谷 千賀子	わの会世話人
職域保健関係者代表	魚田 英次	福田金属箔粉工業株式会社総務部長
学識経験者	奥山 幸子	京都府医師会看護専門学校副校長
利用者代表(市民公募委員)	入江 和栄	市民公募委員
利用者代表(市民公募委員)	古屋 和男	市民公募委員
警察機関・消防機関代表	中村 國博	山科警察署長

平成30年度 山科保健センター運営協議会 座席図 (平成30年10月31日(水) 第4会議室)

発表者

山科歯科医師会会長 杉江 良啓		山科医師会会長 戎井 浩二	保健福祉センター長 中田 泰司		子どもはぐくみ室長 小嶋 明
山科薬剤師会会長 河崎 純子				山科区地域ごみ減量推進協議会会長 村西 法子	
京都府助産師会理事(東支部長) 清水 一美				山科区老人クラブ連合会会長 大野木 雅敏	
				山科区地域女性連合会副会長 奥田 末子	
山科区社会福祉協議会会長 佐治 俊彦				わの会世話人 西谷 千賀子	
山科区民生児童委員会副会長 前坂 己美子				福田金属箔粉工業株式会社総務部長 魚田 英次	
				市民公募委員 入江 和栄	
山科区健康長寿推進協議会会長 住友 正歳				市民公募委員 古屋 和男	
健康長寿推進課担当課長 岡本 由紀子		健康長寿推進課長 白澤 康徳	障害保健福祉課長 山内 美代子		子どもはぐくみ課長 中川 尚子
健康長寿推進係長 八嶋 敦子		地域支援係長 橋爪 岳彦	障害難病支援係長 植松 裕	子育て相談係長 星野 愛子	山科医療衛生コーナー担当係長 狭間 智子

傍聴席・記者席

出入口

【欠席】
奥山幸子 (京都府医師会看護専門学校副校長)
中村國博 (山科警察署長)

資 料

- 京都市保健所運営協議会条例について P.1
- 京都市保健所運営協議会条例施行規則について P.3
- 京都市保健所運営協議会の委員及び部会員の選任に関する
要綱について P.5
- 保健センター運営協議会の構成について P.7
- 平成29年度地域保健活動実績報告について P.11
- 平成30年度山科区健康づくり事業について P.17
- 平成30年度京都市保健所運営方針について P.27

【別冊】

- 「健康長寿・笑顔のまち・京都推進プラン」
- 「京都市口腔保健推進実施計画『歯ッピー・スマイル京都』概要版」
- 「山科健康づくりだより 11・12月号」

○京都市保健所運営協議会条例

昭和31年9月1日

条例第16号(制定)

平成22年3月31日条例第69号

京都市保健所運営協議会条例

(設置)

第1条 地域保健法第11条の規定に基づき、京都市保健所に京都市保健所運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、関係行政機関の職員、保健所において行う事業に関し優れた識見を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第5条 協議会は、京都市保健所の所長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述，説明その他の必要な協力を求めることができる。

(部会)

第6条 協議会は、京都市保健所の支所において行う事業に関する事項を調査し、及び審議させるため必要があると認めるときは、京都市保健所の支所に部会を置くことができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年1月8日条例第37号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

○京都市保健所運営協議会条例施行規則

昭和31年9月1日

規則第21号(制定)

平成22年3月31日規則第110号

京都市保健所運営協議会条例施行規則

(部会)

第1条 京都市保健所運営協議会(以下「協議会」という。)の部会の構成員は、次に掲げる者とする。

(1) 会長が指名する委員

(2) 当該部会が置かれる保健センターにおいて行う事業に関する事項について専門の知識を有する者のうちから市長が委嘱し、又は任命する者

2 部会ごとに部会長及び副部会長を置く。

3 部会長及び副部会長は、その部会に属する第1項各号に掲げる者(以下「部会員」という。)の互選により定める。

4 部会長は、その部会の事務を掌理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理し、部会長及び副部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する部会員がその職務を代理する。

(部会の招集及び議事)

第2条 部会は、当該部会が置かれる保健センターの長が招集する。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 部会は、部会員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 部会の議事は、出席した部会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 部会長は、部会の調査又は審議が終了したときは、当該調査又は審議の結果を協議会に報告しなければならない。

(庶務)

第3条 協議会の庶務は、保健福祉局において行う。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

京都市保健所運営協議会の委員及び部会員の選任に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、京都市保健所運営協議会の委員及び部会員のうち市長が委嘱する者の選任について、必要な事項を定める。

(運営協議会委員の委嘱等)

第2条 京都市保健所運営協議会の委員は、保健所運営協議会の各部会において選出される代表者その他保健所の運営に関し専門の知識を有する者を、市長が委嘱する。

(保健所運営協議会部会員の委嘱等)

第3条 京都市保健所運営協議会の部会員のうち市長が委嘱する者は、次に掲げる者の中から、部会が置かれる保健センターの長の内申に基づき、委嘱する。

- (1) 医療関係団体代表
- (2) 福祉関係団体代表
- (3) 地域住民団体代表
- (4) 学校保健関係者代表
- (5) 職域保健関係者代表
- (6) 学識経験者
- (7) 利用者代表
- (8) 警察機関・消防機関代表
- (9) その他適当と認められる者

2 前項第7号による部会員は、京都市市民参加推進条例第8条第2項による公募により選任するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成22年4月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

2 京都市保健所運営協議会の委員に関する要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は平成23年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成30年7月20日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

保健センター運営協議会の構成について

この間、京都市保健所運営協議会及び保健センター運営協議会の構成の見直しを行っていましたが、平成30年7月20日（金）に開催した京都市保健所運営協議会において、資料1のとおり提案し、特に意見等なく構成の見直しが承認されましたので、今後は資料1の取扱いにより運営いただきますようお願いいたします。

なお、主な変更点は以下のとおりです。

【主な変更点】 ※《新》は平成30年7月20日以降

○ 各区における協議会の名称

《旧》 ●●保健センター運営協議会

《新》 ●●区地域保健推進協議会

* 区役所支所については、これまでどおり本所との合同開催とする。

○ 各区地域保健推進協議会の協議対象

	《旧》	《新》
地域保健推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> 健康づくり 精神保健 母子保健 感染症 生活衛生 狂犬病・動物愛護 食品衛生 民泊 	<ul style="list-style-type: none"> 健康づくり 精神保健 母子保健 感染症

協議の場を
京都市保健所運営協議会に変更

○ 各区地域保健推進協議会の委員構成

	《旧》	《新》
地域保健推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> 医療関係団体代表 福祉関係団体代表 衛生関係団体 地域住民団体代表 学校保健関係者代表 職域保健関係者代表 学識経験者 利用者代表（市民公募委員） 警察機関・消防機関代表 その他 	<ul style="list-style-type: none"> 医療関係団体代表 福祉関係団体代表 地域住民団体代表 学校保健関係者代表 職域保健関係者代表 学識経験者 利用者代表（市民公募委員） 警察機関・消防機関代表 その他

京都市保健所（保健センター）運営協議会の構成について

平成29年度、京都市では、市民サービスの向上につながるよう、保健と福祉の垣根を取り払い、市民に分かりやすい6つの分野別の窓口（健康長寿推進、障害保健福祉、生活福祉、保険年金、子どもはぐくみ、医療衛生）に再編した「保健福祉センター」を各区役所・支所に設置しました。

また、違法な「民泊」の適正化や感染症・食中毒などの健康危機管理業務に対応する「医療衛生センター」を保健福祉局に設置しました。

これらの組織改正を契機として、保健所（保健センター）運営協議会の構成について、下記のとおりとします。

記

1 保健所運営協議会及び保健センター運営協議会の構成

(1) 保健所運営協議会（本会）

- 保健所業務全般について協議を行う。
- これまで保健所運営協議会には、衛生関係団体の参画がなく、地域保健のうち、対物保健（生活衛生、食品衛生、民泊等）について協議する体制の整備が課題となっている。
- このため、保健所運営協議会に新たに衛生関係団体から数名に委員として参画いただくことで、対物保健について協議する体制の整備を図るとともに、対物保健については、これまで保健センター運営協議会を中心に協議を行ってきたが、医療衛生センターにおいて広域的に取り組む本市の体制に合わせ、協議の場を保健所運営協議会とする。
- 新たに委員として参画いただく衛生関係団体は、現在、保健センター運営協議会に参画している団体を中心に選出する。

(2) 保健センター運営協議会（部会）【地域保健推進協議会に改称】

- 保健福祉センターでは、地域に根差した取組を進めるため、健康長寿の取組を中心に、各分野においても、保健福祉センターの職員が積極的に地域に出向き、市民に身近な場所で健康づくりや子育て支援等の取組を進めている。
- このため、保健センター運営協議会では、保健福祉センターが所管する健康づくり、精神保健・難病対策、母子保健を中心に、地域での取組の推進について協議を行う。
- なお、感染症対策については、医療衛生センター（本庁）の所管となるが、感染症発生時には、医療衛生センターと保健福祉センターとの連携が必要となることから、取組や実績等については、引き続き、保健センター運営協議会の報告事項として取り扱うこととする。
- また、保健福祉センターが所管する保健所業務を中心に、地域保健の推進について協議する場であることが市民に分かりやすく伝わるよう、「〇〇区地域保健推進協議会」の名称に改めることとする。

【協議の対象】

	見直し前	見直し後
保健所運営協議会	○ 保健所業務全般	○ 保健所業務全般
保健センター運営協議会 (地域保健推進協議会)	○ 健康づくり ○ 精神保健 ○ 母子保健 ○ 感染症 ○ 生活衛生 ○ 狂犬病・動物愛護 ○ 食品衛生 ○ 民泊	○ 健康づくり ○ 精神保健 ○ 母子保健 ○ 感染症

協議の場を
保健所運営協議会に変更

【委員構成】

	見直し前	見直し後
保健所運営協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・京都府医師会 ・京都府歯科医師会 ・京都府薬剤師会 ・京都市保健協議会連合会 ・各保健センター運営協議会代表（11名） 	<ul style="list-style-type: none"> ・京都府医師会 ・京都府歯科医師会 ・京都府薬剤師会 ・京都市保健協議会連合会 ・<u>衛生関係団体（数名）</u> ・各保健センター運営協議会代表（11名）
保健センター運営協議会 (地域保健推進協議会)	<ul style="list-style-type: none"> ・医療関係団体代表 ・福祉関係団体代表 ・<u>衛生関係団体</u> ・地域住民団体代表 ・学校保健関係者代表 ・職域保健関係者代表 ・学識経験者 ・利用者代表（市民公募委員） ・警察機関・消防機関代表 ・その他 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療関係団体代表 ・福祉関係団体代表 ・地域住民団体代表 ・学校保健関係者代表 ・職域保健関係者代表 ・学識経験者 ・利用者代表（市民公募委員） ・警察機関・消防機関代表 ・その他

※ 区役所支所についても、今般の組織改正に伴い保健所の支所として位置付けられたが、協議会については、これまでどおり本所との合同開催とする。

2 主な協議事項

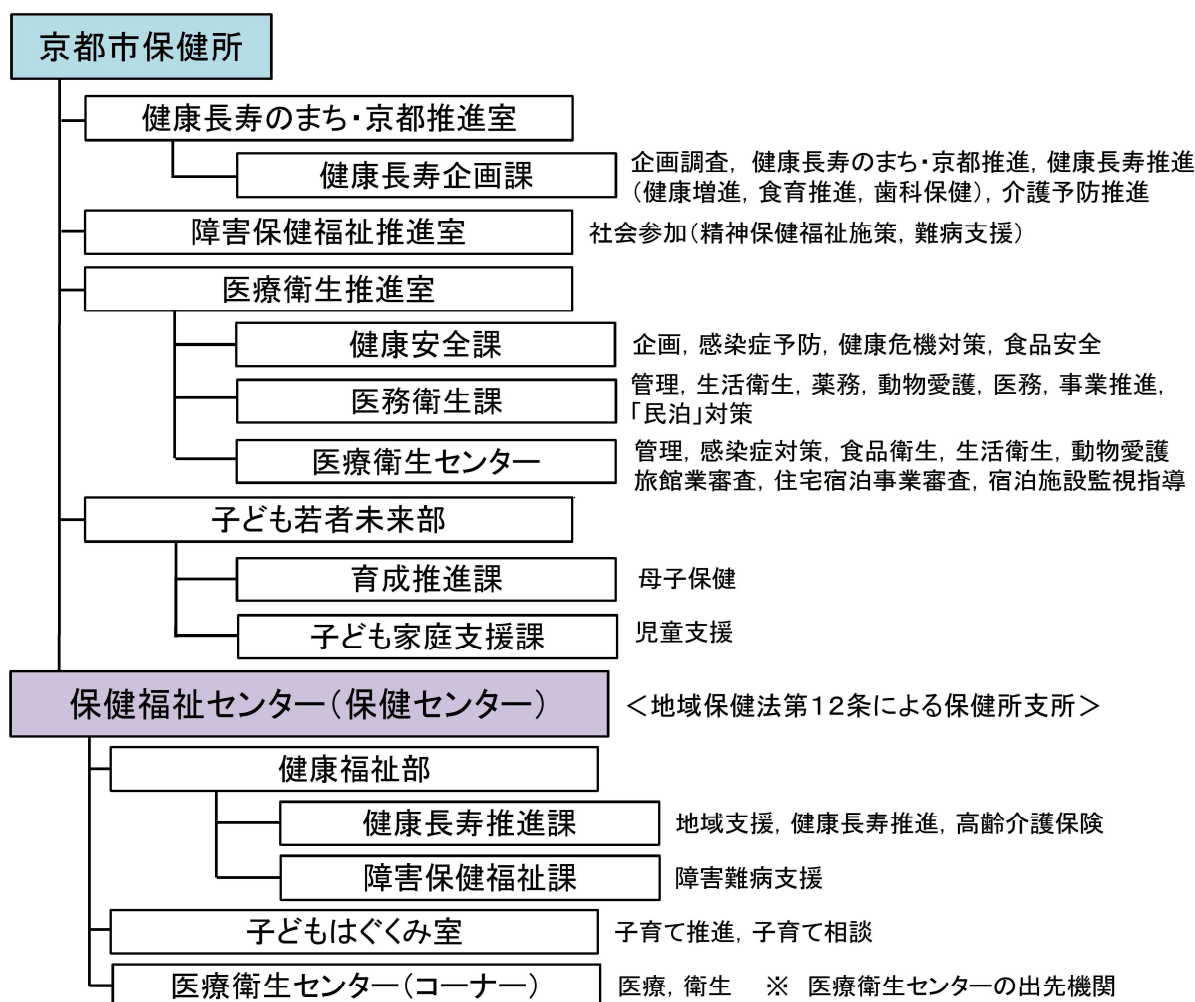
(1) 保健所運営協議会

- 京都市保健所運営方針の策定・評価
- 分野別行動計画に関する意見聴取
- 全市的な保健所施策・事業に関する報告 等

(2) 保健センター運営協議会（部会）【地域保健推進協議会に改称】

- 保健福祉センターの取組事項の説明・評価
- 管内の地域課題，健康課題の解決に向け，地域における健康づくり事業（アウトリーチ型）をはじめ，保健福祉センターが取り組む保健所業務（健康づくり，精神保健・難病対策，母子保健）に関する意見聴取 等

【参考】京都市保健所の組織



平成29年度地域保健活動実績報告

1 成人保健

(1) がん検診受診者数

	平成28年度	平成29年度
肺がん検診	2,880人	2,450人
胃がん検診	743人	331人
大腸がん検診	2,226人	1,535人
乳がん検診	2,089人	1,260人
子宮頸がん検診	1,574人	1,260人
前立腺がん検診	212人	255人
胃がんリスク 層別化検診		38人

*胃がんリスク層別化検診は、平成29年6月から実施しています。

(2) 健康教室

	平成28年度		平成29年度	
	実施回数	延参加者数	実施回数	延参加者数
地域における健康づくり事業			39回	1,737人
<u>集団健康教室</u>	13回	300人	(再掲) 15回	(再掲) 515人
<u>出前教室</u>	6回	136人	(再掲) 18回	(再掲) 1,117人
<u>食育セミナー</u>	5回	86人	(再掲) 6回	(再掲) 105人
地域健康づくりグループ育成	4回	100人	8回	167人
防煙セミナー	3回	398人	2回	332人

*「集団健康教育」,「出前教室」及び「食育セミナー」については、平成29年度から「地域における健康づくり事業」として計上し、再掲で「集団健康教育」と「出前教室」「食育セミナー」に分けています。

*参考 平成29年度地域における健康づくり事業 (内訳)

内 容	実施回数
栄養・食生活	10回
身体活動・運動	6回
歯と口の健康	9回
生活習慣病予防(循環器)	3回
地域の健康課題・健康づくり	3回
認知症	5回
結核・感染症予防	3回

(3) 歯科保健

	平成28年度		平成29年度	
	実施回数	延相談・参加者数	実施回数	延相談・参加者数
成人・妊婦歯科相談	12回	181人	12回	116人
お口からはじめる生活習慣病予防教室	1回	6人	1回	21人

- がん検診の周知方法について、平成28年度までは、市民しんぶんやがん検診ガイドに加え、保健センターニュースも活用していましたが、重複した周知方法を見直し、平成29年度から保健センターニュースは廃止になりました。
- がん検診受診者減少の要因として、胃がん検診については、国指針の改正を受け、平成29年度から対象年齢が40歳以上から50歳以上に引き上げられたことも一因であると思われます。また、乳がん検診と子宮がん検診については、平成29年度から「無料クーポン券」事業において配布対象年齢層が引き下げられました。今後も区民自ら受診行動がとれるような働きかけが必要であり、がん検診の必要性や受診方法等を知る機会として、平成29年11月から山科区独自に発行している「山科健康づくりだより」を活用し、広報内容のさらなる充実を図るとともに、地域の関係団体等の協力や健康教室等の機会を通じて周知してまいります。
- 「健康長寿のまち・京都」を実現するための取組として、地域に出向いた健康づくり事業や食育セミナーなどを健康長寿推進協議会やボランティア、その他関係機関・団体と連携して取り組んでいます。

2 精神保健

(1) 精神障害者保健福祉手帳 *各年度末

	平成28年度	平成29年度
交付件数	1,664件	1,763件
再掲：新規交付件数	191件	159件

(2) 自立支援医療費（精神通院） *各年度末

	平成28年度	平成29年度
申請件数	2,734件	2,717件

(3) 精神保健福祉相談事業

	平成28年度	平成29年度
延相談件数	108件	60件

(4) 地域生活安定化支援事業（デイケア）

	平成28年度	平成29年度
開催回数	24回	12回
延参加者数	127人	58人

(5) 家族懇談会

	平成28年度	平成29年度
開催回数	5回	3回
延参加者数	44人	23人

(6) 地域精神保健福祉連絡協議会事業（こころのふれあいネットワーク）

	平成28年度	平成29年度
延参加者数	471人	582人

* 参考 平成29年度事業内容

項目	内 容
山科こころのふれあい夏祭り（418人）	当事者有志によるステージ発表 就労継続支援B型事業所の物品販売 実行委員や学生ボランティアによるお化け屋敷、ゲームコーナーの実施や啓発パネルの展示等
精神保健福祉シンポジウム（101人）	「地域で共に生きる～自分らしく輝く～」をテーマに講師による講演会、当事者の日常生活の映像と支援者によるシンポジウムを実施した。
啓発のための紙芝居発表（63人）	平成28年度にネットワーク実行委員会で作成した紙芝居「パンダさんどうしちゃったの？（統合失調症の紹介）」を地域の要請に応じ、出張して実施した（計3回）

- 平成28年度と比較して、精神障害者保健福祉手帳数は増加し、自立支援医療費申請件数（精神通院）は横ばいの状況です。精神保健福祉手帳は2年毎、自立支援医療費は毎年の手続き（更新）が必要です。
- 精神保健福祉相談事業利用者数は年々減少傾向です。精神科医療機関受診への抵抗感の低下、治療の必要性の理解が広がっているためと推測されます。こころの病でお困りの方々が、速やかに相談を受けられるよう、市民しんぶん（区版）掲載やチラシ配布、関係機関への事業紹介など、引き続き事業の周知を図ってまいります。
- 医療機関のデイケア充実、就労支援施設の増加や相談機関が充実してきたことから、地域生活安定化支援事業（デイケア）は、月2回から1回に、家族懇談会は、年5回から3回に開催回数を変更しました。
- 地域精神保健福祉連絡協議会事業の夏祭りは、年々参加数が増加しています。また、新たに「紙芝居」を用いた普及啓発活動に取り組みました。

3 難病

(1) 難病患者相談

	平成28年度		平成29年度	
	面接相談件数	訪問相談件数	面接相談件数	訪問相談件数
延相談件数	41件	34件	68件	53件

(2) 特定医療費

	平成28年度	平成29年度
受給者数	1,221件	1,007件

- 平成29年度の区役所の組織改正に伴い、身体・知的障害者支援を担当するケースワーカーとの速やかな情報共有が可能になり、相談、訪問件数が増加しました。
- 特定医療費受診者数は、平成29年12月末で法改正による経過措置が終了し、受給者数が214件減少しました。平成30年4月1日から指定難病数は、331疾病になりました。

4 母子保健

(1) 母子健康手帳

	平成28年度	平成29年度
交付件数	1,134件	964件

(2) 妊婦訪問（こんにちはプレママ事業）

	平成28年度	平成29年度
延訪問指導件数	309件	318件

(3) 新生児等訪問指導事業（こんにちは赤ちゃん事業）

	平成28年度	平成29年度
対象者数	1,104人	1,011人
延訪問指導件数	1,046件	949件

(4) 乳幼児健康診査

	平成28年度		平成29年度	
	受診者実数	受診率	受診者実数	受診率
4か月児健診	999人	97.1%	992人	96.5%
8か月児健診	999人	95.5%	964人	96.5%
1歳6か月児健診	971人	97.3%	1,042人	96.4%
3歳児健診	929人	95.4%	964人	96.6%

(5) 育児支援家庭訪問事業

	平成28年度	平成29年度
延訪問件数	107件	145件

(6) 離乳食講習会

	平成28年度	平成29年度
実施回数	12回	12回
参加者数	204人	228人

(7) 乳幼児歯科相談

	平成28年度	平成29年度
延相談件数	65件	69件

(8) 親子の健康づくり講座

	平成28年度		平成29年度	
	実施回数	延参加者数	実施回数	延参加者数
プレママパパ教室	18回	208人	18回	180人
所内実施型	12回	118人	12回	163人
地域出張型	10回	512人	9回	608人

(9) 親子すこやか発達教室

	平成28年度	平成29年度
実施回数	12回	12回
延参加者数	79人	51人

- 年々出生数は減少傾向にあり、平成29年度においても母子健康手帳交付数が減少していますが、妊婦訪問件数は増加しています。これは、母子健康手帳交付時に妊婦から丁寧に心身の健康状態や家族の状況等を聞き取ることで、表面的なリスク要因だけではなく、支援者不足といった環境的なリスク要因についても把握し、ハイリスク妊婦者に対するフォローに繋がったと考えています。
- 新生児等訪問指導の未訪問者については、電話・訪問等で状況を確認し、長期の里帰りの場合は他都市に訪問依頼をするなど全数の把握に努めています。
なお、訪問拒否をするケースについては、乳幼児健診等の際に状況を確認するようにしています。
- 乳幼児健康診査未受診者についても、電話・訪問・関係機関等からの状況確認により受診の勧奨を行っており、全数の把握に努めています。
- 若年の妊娠・出産は、望まない妊娠や養育能力が不足していることが多く、ハイリスク要因が高いことから、早期に、子どもを生き育てること、親や家庭の役割等、子育てに関する意識の啓発を行うため、中学生を対象に、中学校に出向いて思春期健康教育を行っています。

5 感染症

(1) 感染症届出（結核除く）

	平成28年度	平成29年度
届出数	26件	12件

(29年の内訳：1類0件、2類0件、3類0件、4類3件、5類9件)

(2) 結核

	平成28年	平成29年
登録者数	59人	65人
新規登録者数	32人	32人
罹患率	23.7	23.8
潜在性結核感染症患者数	12人	13人
喀痰塗抹陽性者数	13人	18人

※ 罹患率 京都市： 平成28年 16.7 平成29年 16.0
全 国： 平成28年 13.9 平成29年 13.3

(3) 予防接種（BCG）

	平成28年度	平成29年度
接種者数	960人	941人
接種率 (接種者数/接種案内発送数)	92.0%	96.3%
内 保健福祉センター実施分	960人	423人
訳 医療機関実施分	—	518人

※ 京都市接種率 平成28年度 97.2% 平成29年度 99.6%

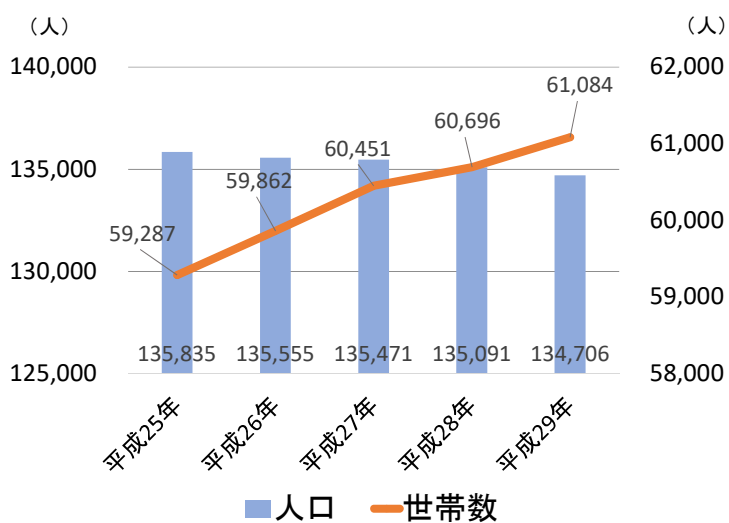
- 結核の発生数は全国・京都市全体と比較しても高水準。高齢者の発生が多い中、働く世代の発生や排菌している患者の発生もあります。
- BCGの予防接種は平成29年度から集団接種に加え接種協力医療機関での個別接種が開始され、接種率があがっています。

平成30年度

山科区健康づくり事業について

平成30年10月31日
山科区保健福祉センター

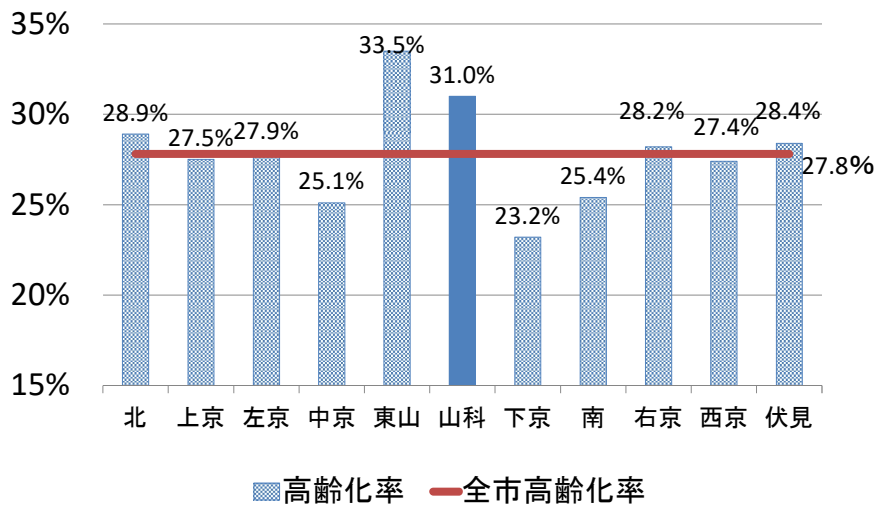
山科区の人口及び世帯数の推移



(京都市人口統計ポータルサイトから)

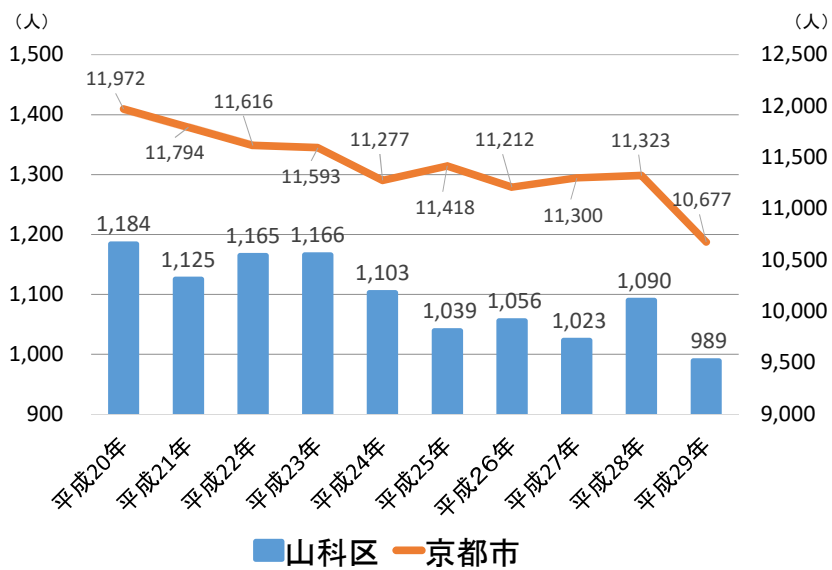
2

京都市の高齢化率(平成30年度)



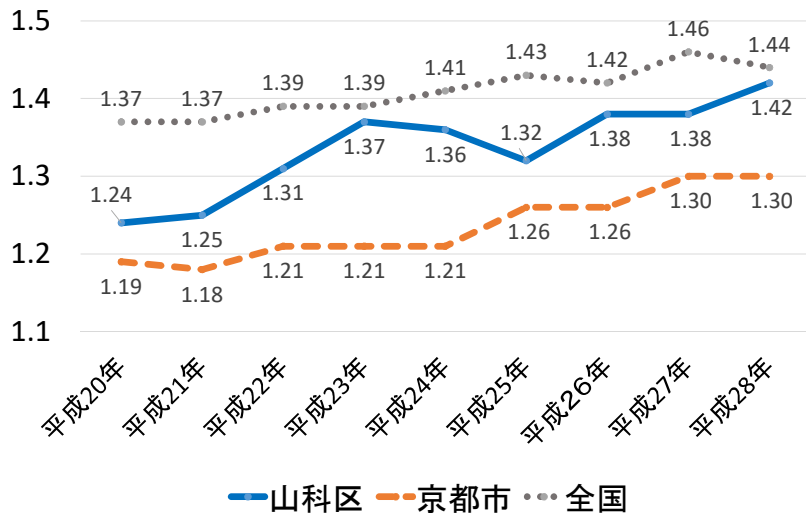
3

出生数の推移



4

合計特殊出生率の推移



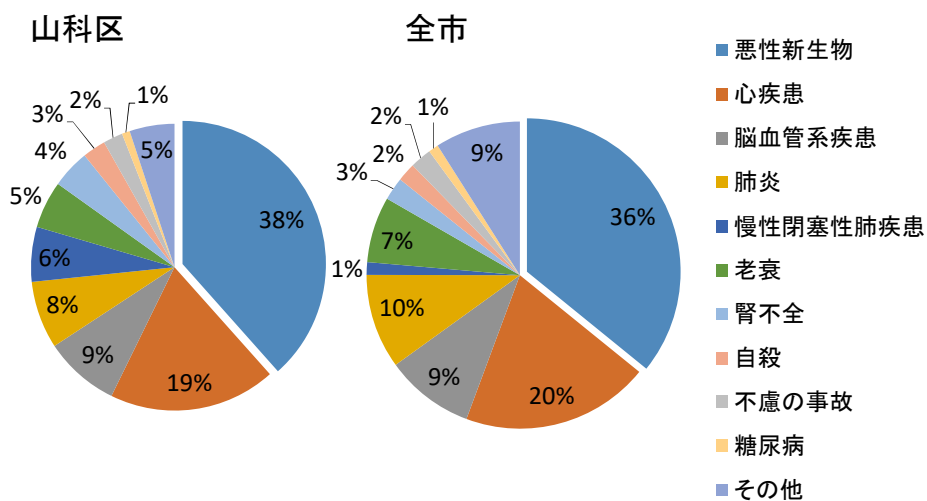
5

○成人保健における山科区の課題と取組

【課題】

- 高齢化の進行 高齢化率(31.0%)
市内で2番目に高い
- 悪性新生物による死亡割合が全市平均より高い
- がん検診の受診率低迷
平成29年度の受診者の減少
- 特定健康診査結果(平成28年度)
 - ①受診率(24.5%)低迷 全市平均(25.8%)
 - ②高血圧者、糖尿病者の割合が高い
 - ③喫煙者の割合が全市平均よりも高い

平成27年度主要死因・死亡数割合



(平成28年京都市衛生統計年報から) 7

【取組】

地域団体等と連携した健康教室の実施

- 高齢化に伴うフレイル(虚弱化)予防
 - ・山科区独自に創作した健口体操「山科わっはっは体操」と保健指導
 - 口腔の機能低下予防, 及び「笑い」の要素を取り入れて認知症予防にも効果を期待。
 - ・健康づくりサポーターと共にロコモ予防
 - ロコモ予防体操の普及
 - ウォーキングの実施
 - ・骨粗しょう症予防教室, 骨密度測定
 - ・健康長寿推進協議会等と連携した取組の推進

地域に出向いた健康づくりの取組例

山科わっはっは体操の普及 [協力 健康づくりサポーター キャット・ハンズ]



西野学区における骨密度測定・体力測定 [協力 京都橘大学]



➤ がん検診の啓発・生活習慣病等の予防

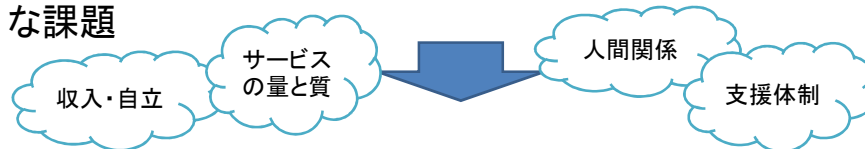
- ・乳がんの早期発見, 乳がん検診の啓発
子どもはぐくみ室と連携し, 乳幼児健診来所の母親等に啓発
- ・機会を捉えたがん検診の案内
学区行事等で案内チラシの配布, 町内回覧
- ・「山科健康づくりだより」の発行
医療機関, スーパー, 銀行, 関係機関が配架協力
健康づくり事業の案内, 感染症予防等の啓発等
- ・歯のひろばの実施
山科歯科医師会と共催実施



○ 精神保健における山科区の課題と取組

【課題】

- ・ 経済力, 家族力の弱い世帯が多い
- ・ 不適切な養護や介護から派生する二次的な課題



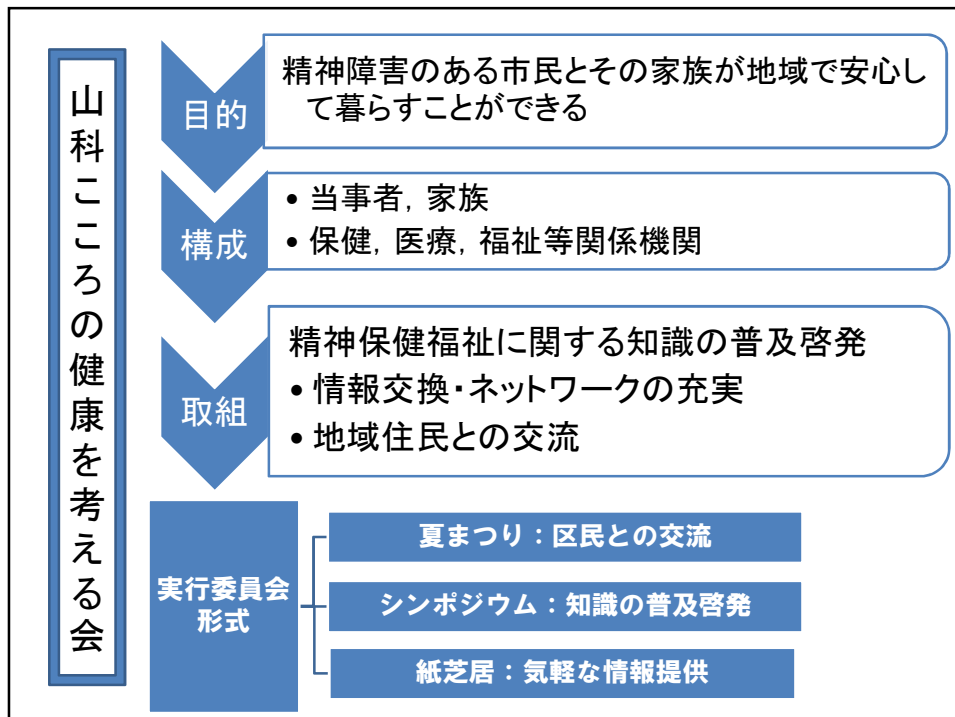
障害のある人の地域生活を支援する環境づくり
課題が増大しない予防的な視点

【取組】

支援のネットワークと精神障害のある市民への理解推進

「山科こころの健康を考える会」: 地域30団体で構成

「京都市障害者東部自立支援協議会」: 広域の関係機関で構成



市民しんぶん(山科区版)一面で、障害のある方の理解について啓発記事を掲載(平成30年7月号)

- ・山科こころのふれあい夏まつり
- ・精神保健福祉相談日
- ・障害者団体の紹介



【精神保健福祉法における通報(精神科救急)】

通報件数のうち、診察が必要な第23条と第24条の件数は右京に次いで2番目に多い

- ・ 診察に係る調査
- ・ 一刻も早い精神科医療
- ・ 措置入院患者のフォローアップ

	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	京都市	山科区	京都市	山科区	京都市	山科区
通報件数	372	97	502	137	371	111
うち23条・24条 通報件数	204	22	257	40	179	25

※通報の種類

第23条…警察官からの通報, 第24条…検察官からの通報,

○ 母子保健における山科区の課題と取組

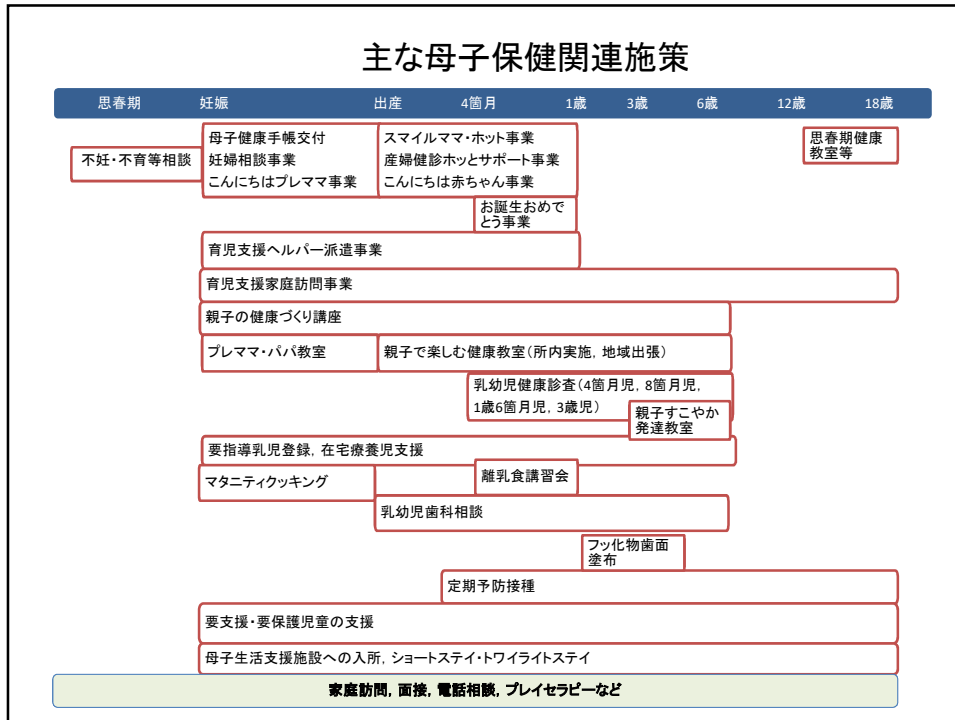
【課題】

- ・未婚, 離婚等によるひとり親世帯が多く, 世帯の貧困度が高い。
- ・貧困, DV, 発達障害・知的障害・精神障害等の複数の要因により, 子どもの適切な養育が難しい家庭が多い。
- ・不十分な養育環境で成育したために養育者のモデルを持たず, 養育能力に問題がある保護者も少なくない。

【取組】

全ての母子を対象とするポピュレーションアプローチの強みを生かして, 子どもと子育て世帯に関する状況を関係機関と連携して掌握し, 妊娠期から切れ目のない支援を行う。

- ・母子健康手帳交付時の面接によるリスク要因の把握
- ・医療機関との連携
- ・妊婦訪問(こんにちはプレママ訪問), 新生児訪問(こんにちは赤ちゃん事業)等での状況把握
- ・乳幼児健康診査での成育状況等の把握
- ・思春期健康教育の実施
- ・区要保護児童対策地域協議会の構成団体との情報交換



○ 感染症に係る山科区の課題と取組

【課題】

- 結核罹患率人口10万対
山科区(23.7) 全市(16.0)

【取組】

- 結核について
個別事例に対する取組(服薬支援, 接触者健診)
結核に関する正しい知識の普及と定期健康診査の受診勧奨
- 集団感染について
集団感染対策, 施設等への啓発
- 性感染症について
中学生への健康教育
イベントでの周知, 検査案内

○ 区民全体の健康意識の向上

やましな健康フェスタ
～はじめよう！笑顔いっぱい健康づくり～

平成30年11月23日（祝・金）

会場：山科中央公園

目的：健康の大切さについて理解を深め、自分及び
家族の健康づくりに取り組む機会とする。

区内13の各関係機関・団体の協力を得て、健康づくりに
つながる健康チェックや運動体験等の取組を実施。



メモ

平成30年度京都市保健所運営方針

平成30年7月

京都市保健所

運営方針の策定に当たって

京都市では、平成29年5月に、各区役所・支所の福祉部と保健部を統合し、市民にわかりやすい6つの分野別窓口に再編した「保健福祉センター」を設置した。

これにより、従来保健センターが果たしてきた各区・支所管内における地域保健推進の役割を保健福祉センターが担うこととなり、従来の機能の維持向上を図るとともに、保健福祉センター各分野の様々な取組を、地域力推進室との一層の連携の下、地域のまちづくりと一体となって進めることとしている。

こうした中、少子高齢化の更なる進展や人口の減少といった人口構造の変化に加え、単独世帯や共働き世帯の増加などの市民の生活スタイルの変化、さらには「民泊」等の新たな課題や健康危機事案への対応等、地域保健の役割はますます多様化しており、保健所及び保健所の支所としての保健福祉センターは、これまで以上に大きな役割を果たすことが求められている。

このため、次の4つの取組を柱として、医療、介護、福祉の関係機関や地域住民との協働により、市民の多様なニーズに対応したきめ細かな地域保健サービスの提供にしっかりと取り組んでいく。

- ① 医療衛生施策の推進
- ② 「健康長寿のまち・京都」の実現に向けた取組の推進
- ③ 母子保健の推進
- ④ 精神保健福祉施策の推進・難病患者への支援

さらには、保健福祉センターとして、複合課題を抱える世帯等に対し、各分野が一体となった総合的な支援の実施に取り組む。

1 医療衛生施策の推進

住宅宿泊事業法に基づく届出受付体制の維持や、「民泊」に対する通報等の受付・監視や違法・不適切な「民泊」に対する指導の強化、感染症や食中毒などの健康危機事案の拡大防止など、本市の医療衛生施策について、関連する部署と密な連携を図り、市民の安全・安心の確保に向けた取組を推進していく。

1 健康危機事案への対応

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、感染症の予防対策の企画、感染症患者等の搬送、消毒業務等、健康安全課と医療衛生センターが連携しながら感染症の拡大を防止に努める。また、食中毒事案についても、同様に連携して患者、施設等への調査及び措置を行う。

2 結核予防の推進

平成30年3月に作成した第三次京都市結核対策基本指針に沿って、結核の予防、積極的疫学調査と患者支援の実施、ハイリスク者対策を行い、指針を支える基礎となる取組として発生動向の評価分析等を引き続き行っていく。

また、平成30年4月に厚生労働省から発出された「高齢者における結核発病患者の早期発見対策について」の通知に基づき、高齢者を対象とした発病予防、患者の早期発見、普及啓発に係る事業を行う。

3 食品衛生に関する取組の推進

平成30年度食品衛生監視指導計画に基づき、食品等事業者に対する監視指導及び食品衛生思想の普及・啓発を行い、食品等の安全性及び安心な食生活の確保を図る。また、食品衛生法等に基づく飲食業等の営業許可手続きや市民の皆様からの相談・問い合わせに対応する。

4 住宅宿泊事業の適正な運営の推進

市民と宿泊客の安全安心を確保し、周辺地域と調和した住宅宿泊事業の適正な運営を推進するため、住宅宿泊事業の届出の受理及びそれらの施設に対する監視指導等に関する事務を行う。

5 動物の愛護及び管理に関する取組の推進

京都動物愛護憲章に掲げる「人と動物が共生できるうるおいのある豊かな社会」の実現に向け、動物の愛護及び管理に関する法律、京都府動物の飼養管理と愛護に関する条例及び京都市動物との共生に向けたマナー等の条例に基づき動物の適正飼養、終生飼養の啓発、指導並びに犬及び猫の引取りに関する業務を行う。また、災害時におけるペットの避難対策に関する啓発業務を行う。

平成30年度の主な関連施策・事業

○ 「民泊」対策事業（新規・継続）

新たに住宅宿泊事業法が施行される中，市民及び観光客の安全安心の確保と，地域住民の生活環境の保全のため，万全の届出受付体制を継続し，これまで取り組んできた「民泊」に対する通報等の受付・監視や違法・不適切な「民泊」に対する指導の更なる強化を図る。

≪ 実施内容 ≫

- ・ 違法「民泊」対策の強化（「民泊通報・相談窓口」の体制強化，違法な「民泊」施設の適正化指導の強化，「民泊」仲介ウェブサイトの監視強化）
- ・ 旅館業法の許可施設（簡易宿所）に対する監視指導の加速化
- ・ 住宅宿泊事業法に基づく届出受付体制の維持，整理
- ・ 「民泊」制度の周知

2 「健康長寿のまち・京都」の実現に向けた取組の推進

平成30年3月に策定した「健康長寿・笑顔のまち・京都推進プラン」をはじめ、「京都市口腔保健推進実施計画『歯ッピー・スマイル京都』」や「健康長寿のまち・京都食育推進プラン」等の各分野別計画に基づき、「健康長寿のまち・京都」の実現に向け、京都ならではの地域力・文化力の強みを生かした健康づくりを、あらゆる施策の融合や、「健康長寿のまち・京都市民会議」をはじめとした関係機関、さらには地域住民と一丸となって推進する。

また、保健福祉センターでは、子ども・障害・高齢などの各分野や地域力推進室と横断的に連携し、各種団体・関係機関、地域住民との協働より、地域における健康づくり事業の取組を通じて、区役所・支所の独自性を生かした、市民が地域で自主的に健康づくりに取り組むまちづくりを推進する。

1 地域における自主的な健康づくりの支援

全市の健康課題を踏まえて、地域診断等を行い、区・支所の健康課題に応じて、地域における健康づくり事業（アウトリーチ型）を実施する。

とりわけ、まちづくりの取組と一層の連携を図り、高齢者だけでなく若い世代も地域の活動を通じて人とかかわるよう働きかけることで、ソーシャルキャピタルの醸成を図り、地域包括ケアの充実につなげる。

2 受動喫煙防止対策の推進

飲食店等、健康増進法の一部を改正する法律の規制対象となる施設に対して、受動喫煙防止対策の推進に係る啓発、改正健康増進法の内容の周知や各施設の受動喫煙防止対策の実態調査を実施する。

また、受動喫煙による健康影響が大きい子どもや病気の人など特に配慮が必要な人への受動喫煙を防止するため、学校や病院をはじめ、多くの方が利用する施設や屋外でのポスター掲示、ビラ等の配布により、あらゆる場面において受動喫煙防止を呼び掛ける。

さらに、受動喫煙を含むたばこの健康被害についてわかりやすい啓発資材を作成し、母子保健事業や健診等の機会を捉え、配布する。

平成30年度の主な関連施策・事業

1 地域における健康づくり事業（充実）

健康づくりを通じて、市民の社会参加や市民同士のつながりを促進し、市民や民間団体等が周りの市民への働きかけ等を行うことにより、地域住民の主体的な健康づくり活動を支援する。（主なテーマ：栄養・食生活，身体活動・運動，こころの健康，歯と口の健康，禁煙，飲酒，思春期など）

2 健康長寿のまち・京都推進プロジェクト（新規・継続）

平成30年3月に策定した「健康長寿・笑顔のまち・京都推進プラン」や、これまでの取組成果等を踏まえ、平成30年度は、市域での自主的・主体的な健康寿命の延伸に向けた健康づくり活動の奨励，普及，推進を図るため、また、継続的な活動につながるため、新たに、健康づくり推進者表彰制度「健康長寿のまち・京都いきいきアワード」を創設する。

3 京都市後期高齢者歯科健康診査（75歳お口の健診）事業（新規）

オーラルフレイル（口腔機能の虚弱）の早期発見等を図り、オーラルフレイル対策や誤嚥性肺炎予防などにつなげることを目的として、市内在住の満75歳の方を対象に、一般社団法人京都府歯科医師会と連携し、実施医療機関において、次の取組を行うことにより、健康増進や介護予防を推進する。

- ① 口腔機能評価を含む歯科健康診査
- ② オーラルフレイル対策等につながる保健指導
- ③ 地域介護予防推進センター，地域包括支援センターの介護予防事業等（口腔機能向上教室等）の介護予防等に関する情報提供

3 母子保健の推進

母子保健の最大の強みは、妊娠前から始まり、妊娠期、出産前後、育児期に応じた体系的なサービスを、母子保健の特色である、すべての母子を対象とすることを前提としたポピュレーションアプローチの考え方に基づき展開していることである。

そのうえで、母子の心身の状況について、保健医療的立場から専門的・継続的な把握に努めるとともに、その情報を基にアセスメントを行い、将来起こりうる状況を予測し、現在、必要な支援につなぐ予防的な切れ目のない支援が求められている。

子どもはぐくみ室は、このポピュレーションアプローチを活かし、母子保健法が定める「子育て世代包括支援センター」として妊産婦や乳幼児・学童等の状況を継続的かつ包括的に把握し、地域の関係機関と連携しながらきめ細やかな子育て支援を提供する役割が求められる。また、保健と福祉が融合したメリットを最大限に活かし、母子保健法の対象年齢だけでなく、児童福祉法も含めた18歳までの子どものいる家庭まで、切れ目のない支援を実施することが重要である。

児童虐待の未然防止の観点では、すべての母子を対象とするポピュレーションアプローチの下、母子保健事業を通じて母子の心身及び社会的なリスクを把握でき、すべての妊婦や子育て家庭にアプローチが可能であることから、虐待未然防止や早期発見の効果を期待されている。そのためには、母子保健事業の本来の目的である、すべての母子の健全育成を図るという基本に立ち戻り、支援を実施することが重要である。

これらの支援については、地区活動を原点としたものであり、地区活動から把握した健康課題については、地域全体の課題として捉え、地区診断を実施し、地域の母子保健の水準が向上していくよう、PDCAサイクルに基づいた母子保健事業・施策を展開していくことが重要である。また、健康課題を解決する手法として、訪問指導、健康相談、健康教育及び地区組織等の育成等を通じて積極的に地域にアウトリーチし、地域が主体的かつ継続的な健康づくりを推進することできるよう支援することが必要である。

母子保健事業・施策の実施に当たっては、特に、次のことに留意して、ポピュレーションアプローチの強みを生かし、支援が利用者の目線からみて切れ目なく一貫性のあるものとして提供されるよう努める。

1 妊産婦及び乳幼児等の実情の把握

母子健康手帳の交付や乳幼児健康診査等、保健師等による子どもはぐくみ室での面談や家庭訪問、関係機関からの情報収集等を通じて、妊産婦や乳幼児等の実情を継続的に把握する。収集した情報は、個別の妊産婦及び乳幼児ごとに記録するとともに、母子保健カードやはぐくみ支援記録票を整備し、適切に管理する。

2 適切な相談支援・保健指導の実施

子どもはぐくみ室に寄せられた相談内容や情報提供の状況を適時共有し、支援の必要性の判断や関係機関との連絡調整を行うことが求められており、母子健康手帳交付時や乳幼児健康診査等で把握した、妊産婦や保護者の妊娠・出産・子育てに関する各種の相

談，個別の疑問や不安に対し，できる限り丁寧に対応し，対象者にとって必要な情報提供や助言，保健指導等を行うとともに，必要な施策・事業へのつながりは無論のこと，助言や保健指導等の実施に当たっては，対象者の課題や状態に応じた適切な相談支援，また適切な表現・コミュニケーション方法によって行う。

3 支援方針（支援計画）の策定

妊産婦や乳幼児等の課題や支援ニーズに的確に対応するために，特に個別の継続的なより手厚い相談支援，関係者の調整等が必要と判断される妊産婦や乳幼児，保護者や家庭等への支援に当たっては，必要に応じて支援方針（支援計画）を策定する。

4 関係機関との連携

利用者目線に立って，支援の継続性と整合性が確保できるよう，保健医療又は児童福祉等の関係機関等と十分な連絡調整を行う。子どもはぐくみ室が所管する施策・事業等を通じ，管内の子育て支援ニーズを的確に把握し，これらの関係協力機関との信頼関係の構築に努め，子育てを支え合う地域のネットワークの充実強化を図る。

平成30年度の主な関連施策・事業

○ 子ども，若者に係る総合的な計画の策定に係る新たな審議会の運営及び市民ニーズ調査・意識調査の実施等（新規）

本市母子保健計画については，本市の子育て支援施策の総合計画である「京都市未来こどもはぐくみプラン」（平成26年度に策定）に盛り込み，策定している。

同プランについては，子ども若者はぐくみ局の創設に伴い，妊娠前から妊娠出産までの方とその家庭，乳幼児から若者までとその家庭を対象とした「切れ目ない支援」を実現するため，「京都市貧困家庭の子ども・青少年対策に関する実施計画」及び「はばたけ未来へ！京都市ユースアクションプラン」の2つの計画と一体化し，平成32年度（2020年度）を始期とする「子ども，若者に係る総合的な計画（以下「新計画」という。）」を新たに策定することとしている。

新計画策定に当たり，平成30年度は，子ども・若者支援施策等の方向性を検討する基礎資料とするため，市民ニーズ調査・意識調査を実施するとともに，新たな審議会として立ち上げた「京都市はぐくみ推進審議会」において，市民ニーズ調査・意識調査の結果も踏まえ，新計画について調査・審議を行う。

4 精神保健福祉施策の推進・難病患者への支援

平成30年3月に「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン（京都市障害者施策推進計画・第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画）」を策定し、障害のある人もない人も、すべての人が違いを認め合い、支え合うまちづくりを推進することを基本方針に、障害のある人が生きがいや働きがいを持って、地域で自立して安心して生活できる共生社会の実現に向けて取り組む。

障害保健福祉課では、3障害（身体・知的・精神）及び難病にかかる相談窓口として、保健と福祉の両面から広い視点での相談援助活動に取り組む。また、さらに重複障害のある方等の援助対象者のニーズに応じて、障害福祉ケースワーカーと保健師が密に連携協力を図り、適切かつ細やかな対応に努める。

1 精神保健福祉施策の推進

精神保健福祉対策については、精神疾患のある方が地域で安心して生活していくための相談指導や支援等を実施するとともに、市民のこころの病に対する理解の促進と正しい知識の普及啓発活動を推進するなど、精神障害者をはじめとする市民の精神保健の向上に取り組んでいく。

2 自殺対策

自殺対策については、自殺対策基本法及び「きょういのちほっとプラン（京都市自殺総合対策推進計画〔改定〕）」に基づき、「市民の誰もが自殺に追い込まれることがない社会の実現」を目指し、取組を進めている。平成29年度から、障害保健福祉課を自殺対策の身近な相談窓口として位置づけており、各制度所管課・関係機関等との連携を強化し、総合的な相談支援体制の整備及び自殺対策の普及啓発等に取り組んでいく。

3 難病患者への支援

難病患者への支援については、指定難病であるかどうかにかかわらず、在宅で療養している難病患者やその家族の精神的負担軽減を図り、療養上の不安の解消や生活の質の向上に資するため、窓口相談や訪問相談等に取り組んでいく。また、人工呼吸器装着者等の医療依存度の高い方を対象に、災害・緊急時の停電時支援のため、個別の避難マニュアルの作成支援や安否確認者リストの整備を進める。

平成30年度の主な関連施策・事業

1 依存症対策事業の充実（新規・継続）

依存症の中でも専門医療機関や相談機関の少ない薬物とギャンブルの依存症に対しての相談窓口を開設するとともに、薬物の依存症に対して有効であるとされている認知行動療法を用いた治療・回復プログラムを実施し、再発予防を図る。また、アルコールを含めた依存症について、京都府と協同で依存症専門医療機関の選定を行い、地域における医療体制整備を行う。

≪ 実施内容 ≫

- 薬物依存症・ギャンブル等依存症外来（専門相談）の新設
- 薬物依存症再発予防プログラムの充実
- 依存症専門医療機関の選定

2 難病対策総合推進事業（新規）

平成30年度から「難病の患者に対する医療等に関する法律」に規定される医療費助成等の事務が道府県から指定都市に移管されることを契機に、これまで京都府が運営してきた「難病相談支援センター」について、府市協調による共同設置とし、これまでセンターが培ってきたノウハウに、京都市の強みである障害福祉を融合することで、よりきめ細やかな支援を実施する。

5 保健福祉センターが一体となった総合的な支援の実施

虐待、ひきこもり、生活困窮、制度のはざま等の複合課題を抱える世帯を支援するため、保健福祉センターの各分野における専門的な支援や地域団体による支援が、世帯の状況に応じて適切に組み合わせられ、一体的に実施されるよう、統括保健師を中心として、庁内や地域団体との情報共有、連携強化に取り組む。

1 複合する支援課題への対応（統括業務、地域あんしん支援員）

虐待、ひきこもり、生活困窮、制度のはざま等の複合する支援課題への対応統括として、保健福祉センター各課との連絡調整を行うとともに、地域の関係機関・団体等との連携体制を構築することにより、センターが一体となった支援を、地域ネットワークの中で、地域ぐるみで実施されるよう取り組む。

地域あんしん支援員設置事業について、統括保健師の統括（助言、指導等）の下、地域あんしん支援員と保健福祉センターの各法別ケースワーカーとの連携強化や各種会議の円滑な開催等により、制度のはざまにある状況や複合する支援課題を抱える方々への保健福祉センターが一体となった支援や、地域の関係機関・住民による見守りの活用等の一層の推進を図る。

いわゆるごみ屋敷対策については、地域力推進室をはじめとする関係各課、関係団体との連絡調整や必要な支援等を通じて、要支援者の不良な生活環境の解消に向け、区・支所が一体となって取り組む。

2 保健師等専門職の統括（統括保健師、保健師連絡調整会議、人材育成、健康危機管理事案発生時の保健師等の活動、支援の連絡調整 等）

子どもはぐくみ室、障害保健福祉課、健康長寿推進課、医療衛生コーナーの分野別に配置された保健師等の専門職が、組織横断的に連携し、センターが一体となった総合的な支援が実施できるよう、統括保健師は、各分野を横断的につなぎ、統括するとともに、大規模災害発生時等の保健師等の活動や支援の連絡調整、さらには、各分野の保健師等専門職への助言、指導、人材育成等を行う。

<参考 1> 保健所関連業務の主要施策について

保健所業務と密接に関係する各整備事業の主要施策について、次のとおり推進します。

1 中央斎場火葬炉改修（人体炉及び動物炉）

市内唯一の火葬場である中央斎場の人体炉及び動物炉について、大規模改修を行う。

2 樹木型納骨施設利用者募集等

深草墓園で整備中の樹木型納骨施設における円滑な使用者の募集のため、市民周知用リーフレットの作成や募集受付の委託等を実施する。

3 深草墓園における礼拝施設整備事業

深草墓園において、宗教・宗派を問わず、御遺族が厳粛に納骨できるよう、新たに礼拝施設を整備する。平成30年度は、実施設計を行う。

4 衛生環境研究所と京都府保健環境研究所の共同化による整備事業

衛生環境研究所と京都府保健環境研究所に関して、効果的・効率的な運用が図れるよう両研究所を共同整備する（平成31年度竣工予定）。

<参考 2> 平成30年度京都市保健所組織について

